

映画館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和5年3月13日改訂
全国興行生活衛生同業組合連合会

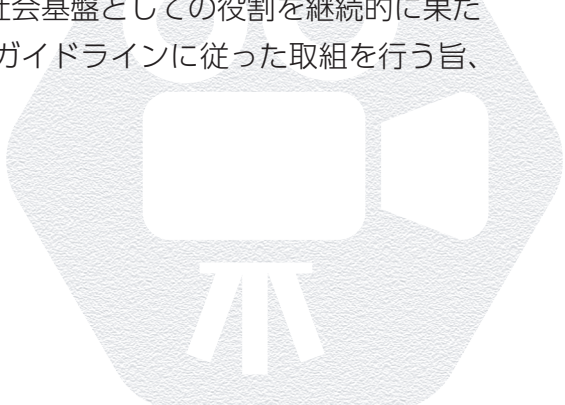
1. はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日：令和4年11月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、全国興行生活衛生同業組合連合会の会員の興行組合に属する会員が設置又は運営する映画館（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条に規定する「興行場」のうち映画に係るものをいう。以下、同じ。）における新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

対処方針として、営業者は施設の規模や提供するサービスの形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の従業員のほか、顧客への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。博物館、美術館同様文化芸術に関する活動を行うための施設である映画館においても、あらかじめ感染拡大予防対策に関する基本的事項を定めておく必要がある。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」における留意点及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」を参考に、場面ごとに具体的な感染拡大予防対策を規定している。また、本ガイドラインは、川崎市健康安全研究所岡部信彦所長（新型コロナ対策専門家会議メンバー）より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成した。

映画館の施設を管理する事業者（以下、「施設管理者」という。）は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、個々の施設や上映の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力することが求められる。なお、施設管理者は本ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表する。



令和5年3月13日から実施される「マスク着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重される。」という政府の指針に基づき、新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」（令和4年2月4日）等に留意しながら、当面の対策をとりまとめ、改訂を行う。基本的には、入場時にはマスクの着用は求めず、発声を伴うイベント上映にはマスクの着用を必須とし、改訂するものとする。

なお、本ガイドラインは、5月8日新型コロナウイルス感染症が5類移行に伴うまでの限定的なもので、状況に応じて改訂を行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、施設の規模や上映の形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設の管理・運営に従事する者（以下、「従事者」という。）のほか、映画を鑑賞するために映画館に来館する者（以下、「来館者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

なお、三つの密でリスクは高まるが、一つの密であればリスクはないというわけではないことにも留意する。三密（密集・密閉・密接）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれも避けるよう日頃から対策を講じる。

またマスクの使用については不織布マスクの使用を原則とする。マスク着用を推奨する場合、またはマスク着用が必要ない場合およびマスクを外すことを推奨する場合について職場内で明確にし、周知しておくこと。

※マスクの正しい着用方法については、以下の映像を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html

－厚労省 HP 「マスクの着用について」

https://youtu.be/KA0f_QVNPVI

－『出典：政府インターネットテレビ』

3. 施設管理者が講じるべき具体的な対策

映画館では、各種法令等により一定の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能なこと、上映中は対面による会話等が原則想定されないこと等も踏まえ、以下の具体的な対策を講じていただくよう提唱する。

(1) リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染・マイクロ飛沫感染（②）のそれぞれについて、従事者のほか、来館者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。

また、上映については、各都道府県において示される対応に基づくものとする。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（テーブル、椅子のひじ掛け・背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、券売機等）には特に注意する。

② 飛沫感染・マイクロ飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるか等を評価する。

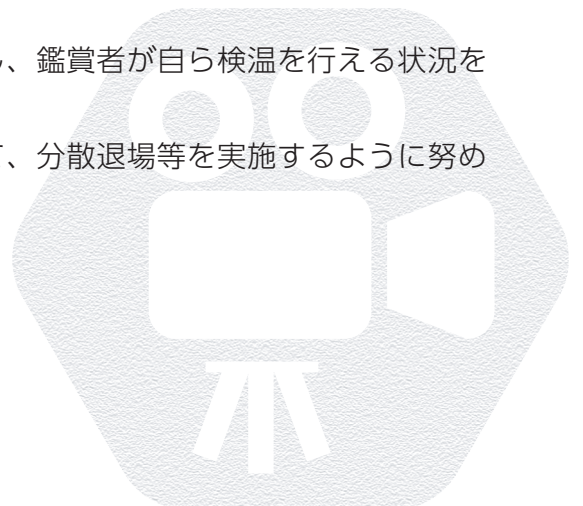
(2) 施設内の各所における対応策

① 施設内共通

- 咳エチケットの周知を徹底する。
- 密になる状況を想定し、密の回避を図る対策を講じる。
- 入退場やトイレ、休憩所など行列や混雑が想定される場所では、「人と人とが触れ合わない距離での間隔」を確保するように努める。
- 共用部や、ウイルスが付着した可能性のある場所においては、定期的な消毒に努める。

② スクリーン内

- (i) 上映前に、マスク着用者・マスク非着用者が思いやりをもって安全に鑑賞できるように、エチケットマナー広告の啓発映像を流すことを推奨する。
- (ii) 二酸化炭素濃度を計測する設備がある映画館は、営業中に1,000PPMを超えることがないように設定する。設定ができない場合は、1人あたり毎時30㎡以上の新鮮な外気を供給し、当該換気量が実際に確保されていることを確認する。また、機械換気による常時換気を行う。
- (iii) 映画館の入口に非接触器型体温計等を設置し、鑑賞者が自ら検温を行える状況を作ることを推奨する。
- (iv) 退場時は、混雑を避けるよう、必要に応じて、分散退場等を実施するように努める。



③ 映画館入口

- 施設管理者は、映画館の入口に、手指消毒用の消毒液を設置する。消毒液は定期的な交換を行う。

④ ロビー、休憩スペース

- 上映前後に、人が滞留しないよう、段階的な出入り等の工夫を行う。密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、人数制限・導線の確保を行う。
- 法令を遵守した空調設備による常時換気をし、乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿する。CO₂測定装置を設置する等により、換気状況をモニターし1000ppm以下を維持することが望ましい。また、換気の補助としてフィルタ式空気清浄機やサーキュレーター併用もし、換気の徹底を図る。
- テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。消毒液を設置する場合には、定期的な交換を行う。

⑤ トイレ

- 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- ハンドドライヤー設備は使用を可能とし、共通のタオルの使用は行わない。
- 液体石鹸や手指消毒用の消毒液を設置し、手洗いや手指消毒を行う。消毒液を設置する場合には、定期的な交換を行う。

⑥ 売店（コンセッション及びグッズ売り場）

- トレイ等の適時の消毒を行う。
- 飲食施設の利用者は、手洗いや手指消毒を行うことを推奨する。

⑦ 清掃・ゴミの廃棄

- 幕間に余裕を持たせ、十分な清掃時間を確保する。
- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクの着用を推奨する。
- 作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行う。

(3) 従事者に関する感染防止策

- 従事者に関しては、鑑賞者との接触の密度を鑑み、マスクの着用を推奨する。
- 売店に関わる従業員は、正しいマスクの着用と手洗いや手指消毒を推奨する。
- 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- 手洗い、手指消毒を徹底する。(品質の確かな、出来るだけ不織布マスクを着用)
- 1度に休憩できる人数を制限し、感染防止策がとられたエリア以外での飲食は避ける。

- また、休憩スペースは間隔を空けた座席の配置や必要に応じ真正面の座席の配置を避けるなどし、距離が確保できない場合はアクリル板等のパーテーションを設置し、感染防止対策を図る。ただし空気の流れを阻害しないよう留意し設置する。
- バックヤードにおいても場面に応じた適切なマスクの着脱を周知する。従業員同士の距離を確保するように努める。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- 普段から、毎日の健康状態を把握する。
- 体調が悪い場合は出勤せず、自宅療養する内部ルールを徹底する。
- 施設管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- 65歳未満の重症化リスクの少ないものであって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることも可能であることを周知する。
- 従業員等へのワクチン接種の有効性を発信する。
- ウイルス検査・受診については、適切に産業医、契約医療機関、受診・相談センター等の相談・案内等を行う。

(4) 来館者に関する感染防止策

<上映前の対策>

- 来館前の検温の実施の要請のほか、来館を控えてもらうケースを事前に周知する。

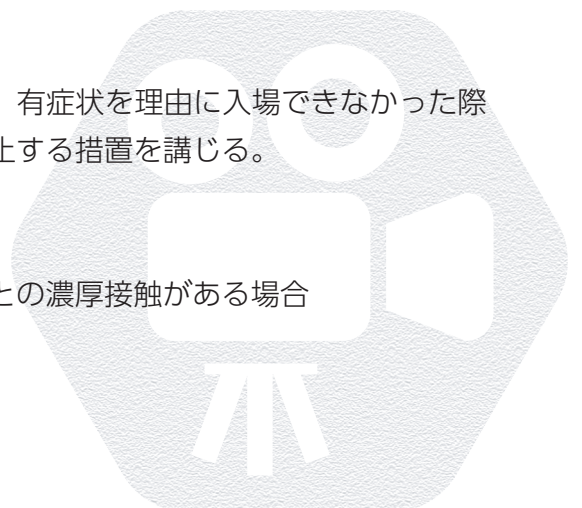
<上映当日の対策>

① 周知・広報

- 新型コロナウイルスの拡大を想定し、感染予防のため、来館者に対し以下について周知する。
 - －発熱や咳・咽頭痛等の症状のある方、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接がある方、同居家族や身近な知人の感染が疑われる方には入場を控えていただく。
 - －咳エチケット、手洗いや手指消毒の徹底
 - －社会的距離（人と人とが触れ合わない距離）の確保の推奨
- 上映に際しては、スクリーンを活用して来場者に対するエチケットマナー広告の周知・広報を行うことが望ましい。

② 来館者の入場時の対応

- 以下の場合には、入場の取りやめを要請する。なお、有症状を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる。
 - (i) 来館前に検温を行い、発熱がある場合
 - (ii) 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - (iii) 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触がある場合
 - (iv) 同居家族や身近な知人の感染が疑われる場合



- 入場時は、混雑しないよう、「人と人が触れ合わない距離」を確保した整列を促す等の工夫を行う。

③ 来館者の感染防止策

- 定期的な手洗いや手指消毒を促す。
- 咳エチケットの周知を図る。

④ 上映中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- 感染が疑われる者が上映中に発生した場合、速やかに別室へ隔離を行う。
- 感対応するスタッフは、適切なマスクや手袋の着用を講じた上で対応する。

⑤ 来館者の退場時の対応

- 退場時は、混雑しないよう、「人と人が触れ合わない距離」での間隔を確保した退場を促す等の工夫を行い、密の回避に努める。

<登壇を伴う舞台挨拶>

- ① 公演主催者及び来場者に対して、出演者と観客の間の距離を、2m 確保するよう要請する。それができない場合は、出演者から飛沫が拡散しないための適宜の対応を行うなど、マイク飛沫感染対策を行う。
- ② 主催者は観客に対し、発声を有するイベントの際には、販売時の案内及びイベント開始前に、マスクの着用等の基本的な感染防止対策の周知を図る。
- ③ リハーサルや仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講じる。出演者に症状が見られる場合は出演を控えるようお願いする。
- ④ 合唱等声を発出する出演者間での感染リスクにも十分対処する。

<中継付き上映・ライブビューイング>

主催者は観客に対し、発声を有する場合には、販売時の案内及びイベント開始前に、マスクの着用等の基本的な感染防止対策の周知を図る。

<応援上映>

大声（観客間大声・長時間の会話。一時的な歓声は必ずしも当たらない。）が、想定される場合でも、マスクの着用等の基本的な感染防止対策を行えば、収容定員まで可能とする。自治体の指示がある場合には、その措置に従う。